広報



としま

No.338







総人口 **312**⁽⁺²⁾ 分 9^性 181(+1) 公 181(+1)



ご卒園、ご卒業、おめでとうございます! 心よりお祝い申し上げます。





今月号の主な内容

役場人事異動	2
住民課よりお知らせ	3
障害児福祉手当・特別障害者手当	4
診療所よりお知らせ	(5)
総務課よりお知らせ	6
東京都シルバーパスのお知らせ	7
村長だより	8
4 月のカレンダー	8

村役場人事 令和3年4月1日付で職員の人事異動を行いました。

	氏	名		新所属	前所属	備考
鈴	木	広	_	総務課長 議会事務局併任 選挙管理委員会事務局併任 監査事務局併任 固定資産評価審査委員 会事務局併任	総務課長 住民課長兼務 診療所事務長兼務 議会事務局併任 選挙管理委員会事務局併任 監查事務局併任 固定資産評価審查委員会 事務局併任	住民課長兼務を解く
榎	本	雅	仁	住民課長 診療所事務長兼務 保育園長兼務 教育委員会事務局併任	産業・環境課長 教育委員会事務局併任 農業委員会事務局併任	
上	野		崇	産業・環境課長 農業委員会事務局併任	総務課課長補佐 産業・環境課兼務	昇格
出	П	貴	司	会計管理室長(主幹) 産業・環境課兼務	産業・環境課課長補佐	昇格
小	蔦	広	美	産業・環境課(主幹) 勤労福祉会館館長	会計管理室長(主幹) 保育園長兼務	
入		恵	子	産業・環境課 (主幹) (東京都島しょ振興公社派遣)	産業・環境課(主幹) (勤労福祉会館館長)	令和4年3月31日まで (期間変更の場合あり)
五	味	恵	介	総務課主任	総務課主事	昇格
前	田		裕	産業・環境課主査 住民課兼務	住民課主査 産業・環境課兼務	
Щ	﨑	紗由	美	住民課主任	住民課主事	昇格
権	瓶	智	枝	住民課主任	住民課主事	昇格
蓮	見	知	子	住民課主査 (利島保育園勤務)	住民課主任 (利島保育園勤務)	昇格
荻	野		了	産業・環境課課長補佐	産業・環境課主査	昇格
内	藤	友	保	産業・環境課主査	産業・環境課主任	昇格
井	П	保	行	産業・環境課主査	産業・環境課主任	昇格
入		大	輝	産業・環境課主任	産業・環境課主事	昇格
櫻	庭	裕	子	会計管理室主任 総務課兼務	会計管理室主事 総務課兼務	昇格
松	平	恭	子	国保診療所長	東京都からの派遣	新規採用 学校医・保育園医兼務

令和3年4月1日付 再任用

氏 名	職名	発令内容	備 考
小 蔦 広 美	産業・環境課(主幹) 勤労福祉会館館長	更新	

令和3年3月31日付 退職職員

氏 名	所属職名	発令内容				
阿 部 一 貴	国保診療所長	東京都からの派遣期間満了				
吉澤俊介	総務課主事	依願退職				
葉騰寛喜	産業・環境課主事	依願退職				

住民課よりお知らせ

子育て広場

保育園に入所していないお子さまと保護者 の交流の場です。一緒に遊びましょう。

日 時: **4月 6日(火)** 10:00~11:00 **20日(火)** 10:00~11:00

場所:地域交流会館

非常勤保健師来島

どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談を希望される方は、住民課保健師までご連絡ください。

日程:4月18日(日)~20日(火)

担 当:井上 奈美 保健師

利島村データヘルス計画を作成

利島村国民健康保険では、国保加入者の「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」を目的に、データヘルス計画を策定しました。国保加入者の診療報酬明細書(レセプト)や特定健診の結果から得られるデータ分析に基づき、より効果的な保健事業を行うための実施計画です。また令和3年度から、利島村では栄養士や歯科衛生士とともに「生活習慣病を予防する事業」を開始します。高血圧や糖尿病をはじめとする生活習慣病は、脳梗塞や心筋梗塞、腎不全など重篤な合併症を引き起こす可能性が高くなります。早い段階から医療機関を受診し、適切なコントロールをしながら健やかな生活を維持しましょう。

高齢になっても健康で元気に過ごせる島を目指します。 利島村データヘルス計画は、ホームページでご確認できます。ホームページからご覧になれない方で詳細を確認したい方は、保健師までご連絡ください。



問い合わせ先 住民課 ☎9-0011

こころの健康相談

予約制

眠れない、イライラする、ストレスで体がつらいなどありましたら、お気軽にご相談ください。ご本人だけでなくご家族のことでもご相談できます。相談を希望される方は、住民課保健師までご連絡ください。

日程:4月18日(日)~19日(月)

担 当:精神科医 尾内先生

利島村島外医療機関通院交通費等支援事業

利島に住所のある方で、島内での治療が困難であり島外 の医療機関へ通院及び入院をする必要があると事前に島 内の医師が認めた方に対し、通院等にかかる交通費・宿 泊費として下記の通り助成を実施しています。

- ・通院等に係る交通費・宿 泊費として1回につき 7,000円を支給します。
- 支給回数は年度内で6回 (4~3月の間)までと なっています。



利島村難病者等医療通院支援事業

利島に住所のある方で、下記のいずれかに該当する方が 利島村から島外に通院する経費のうち以下のものを助成 しています。

- (1) 交通費: 通院に係る交通費のうち、利島から通院した医療機関間の移動に要した東海汽船、神新汽船、東邦航空東京愛らんどシャトルおよび新中央航空の定期便運賃実費額の1/2相当額
- (2) 宿泊費: 1人当たり1回2泊まで(1日につき5,000円を上限とする)
 - ・助成を受けられる回数は、申請日を基準として同年 度内に10回までとする。
 - ・利用制限を超えてなお継続して定期的な治療を必要とする場合は、回数を問わず年度末までに1人につき10万円までを限度として申請できるものとする。

対象者

- ①国・都が指定する難病医療等助成認定者
- ②精神障害者手帳の認定を受けている者
- ③小児慢性疾患の認定を受けている者
- ④島外の医療機関において、2か月に一度以上の頻度で 通院する必要があると当該医療機関の医師により診 断された者

障害児福祉手当・特別障害者手当

大島支庁管内に住所があり、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方に対し、下記の条件のもと月額手当が5月・8月・11月・2月の四期に支給されます。

20歳未満	障害児福祉手当	月額14,880円(令和3年4月現在)
20歳以上	特別障害者手当	月額27,350円(令和3年4月現在)

※ただし、次の項目に該当する場合は支給されません。

- ①施設に入所しているとき (障害児入所施設・障害者支援施設その他これに類する施設)
- ②受給者本人や扶養義務者の前年の所得が、別に定める額(限度額)以上であるとき。
- ③【障害児福祉手当】障害を支給事由とする公的年金を受けているとき。 【特別障害者手当】病院または診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき。

手当を受けるためには、申請(認定請求書等の提出)が必要となります。

上記手当のご相談は、大島支庁総務課福祉担当までご連絡ください。

〈問い合わせ〉 大島支庁総務課福祉担当 ☎2-4421

大島支庁総務課 福祉担当です



コミュニティ助成事業で消防活動用小型動力ポンプを購入

令和2年度コミュニティ助成事業にて、小型動力ポンプ1台を消防活動用 備品として購入しました。この事業は、財団法人自治総合センターが、宝 くじの普及広報事業として受け入れる受託事業収入を財源として、要綱に 定められているコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの 健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うものです。



2月のごみ・ 資源物の量

(未:未計量、単位:kg)



		σ	_ =				小	4	市工					$\hat{}$						l <i>1</i>), l				
: kg)	み			ボトル	谷器包装	レイ	ルル	台器包装		無色	茶色	その他	ル	古紙)	ク	ず		イター						
R3年2月	3,820	966	109	147	133	2	1,484	76	20	101	292	51	58	876	9	101	33	1	1	14	0	11	95	150
R2年2月	4,710	_	79	30	83	_	未	_	_		378		44	未	_	未		不燃	ごみ	200		8	未	未
H31年2月	6,610	_	112	83	89	_	_	_	_		408		63	_	_	未		不燃	ごみ	120		17	未	未

ガラスびん

※前年以前の一は未実地

東邦航空2月の運航状況

全就航率 96.4%

便 名	61 便	62 便
就航率	96.4%	96.4%
利用人数	120 人	152 人

東海・神新汽船2月の運航状況

全就航率 51.2% (昨年77.5%)

就 航 率 下り 57.1% (昨年 80.0%) 上り 45.2% (昨年 75.0%) 乗 客 数 172人 (昨年 279人) 降 客 数 194人 (昨年 275人)

	5	上	り	0	0 (00.0%)	0	0
	亢	合	計	0	0 (00.0%)	0	0
	大	下	り	28	16 (64.3%)	62	152
	大型客船	上	り	28	14 (57.1%)	105	35
駅	船	合	計	56	30 (60.7%)	167	187
	걒	各島	経由	12	6 (50.0%)	5	0
	うる	下田	田行	12	4 (33.3%)	0	7
	めぜりあ	合	計	24	10 (41.7%)	5	7

行き先 計画便数 就航便数 乗客数 降客数

0 (00.0%)

※就航便数の()内の数字は就航率

診療所よりお知らせ

診療所の受付時間について

診療所の受付時間は以下のとおりとなります。 平日 8:45~11:30 (診察終了11:45) (水曜のみ)13:45~15:15 (診察終了15:30)

土休日および上記時間外の急患等に関する連絡は…

平日 8:15~17:00までは、診療所 ☎9-0016 17:00~ 8:15までは、村役場 ☎9-0011

土休日 (終日) 村役場 ☎9-0011

※利島村には消防署がありません。 搬送を必要とする場合は村役場ま でご連絡をお願いいたします。



お子様の受診(歯科・予防接種含む)について

未成年のお子様が受診する際には、必ず保護者の同伴が必要です。診断や治療に関して選択肢がある場合、予防接種歴や既往歴・服薬内容など重要な情報を確認し、かつ十分納得した上でお子様に最善の医療を受けていただ

くためにも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、受診の際は必ず保 険証並びに各種医療証を 持参し、健診結果通知を お持ちの場合は、当該通 知も必ずご持参ください。



問い合わせ先 診療所 ☎9-0016

診療所受診の際のお願い

診療所を受診される際(歯科を含む) は、必ず保険証及びその他受給者証 をご持参ください。



①加入されている保険の変更があっ

たにも関わらず保険証の提示がない場合、所属する保 険の違いにより不当利得が発生した場合、保険給付さ れた7割分について、ご自身で旧保険者への返金手続、 新保険者への請求手続を行う必要が生じます。

②特に70歳以上の方で、一部負担金の自己負担割合に変更が生じた方(2割→3割など)については、一部負担金の差額を追加でご請求させていただきます。

なお、下記の場合は特にご注意ください。

- ・会社等に就職・退職した。
- ・70歳を迎え、高齢受給者証の交付を受けている。
- ・75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となった。
- ・お子様が小学校へ入学した。

歯科検診・診療について

利島村では、歯科検診を年4回(6・9・12・3月)実施しています。歯科検診の予約は実施月の1日より、診療所にて受け付けていますので、ぜひご利用ください。また、

歯科診療については毎月1回 1週間(実施日は毎月の広報 をご覧ください)実施してお り、前回の診療日以降、診療 所にて予約を随時受け付けて います。



新中央航空(大島~調布、新島~調布)、 東邦航空(管内全島全区間)の航空運賃割引について

離島住民として割引適用を受けるには、村が発行する「東京都離島住 民航空割引カード」のみが有効となります。カードをお持ちでない方は、 当該割引運賃の適用が受けられませんので、ご注意ください。

窓口の混雑などが予想されますので、割引カードの発行をご希望の方は、必ず余裕をもって申請ください。証明写真をお持ちでない方は、当面役場で撮影を行いますのであわせて申請ください。

問い合わせ先 住民課 259-0011



総務課よりお知らせ

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内 🕿 03-5388-2245

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談 (電話相談) を実施しています。相談は無料です。 で相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

相談日 月・水・金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く)

相談時間 13:00 ~ 16:00

相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくと確実です。

事前予約

予約受付時間

月~金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く) 9:00~17:00

令和3年度上半期島しょ法律相談日カレンダー

	4月				5月			6月		7月			8月			9月		
月	水	金	F		水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
		2				7		2	4			2	2	4	6		1	3
5	7	9	1	0	12	14	7	9	11	5	7	9		11	13	6	8	10
12	14	16	1	7	19	21	14	16	18	12	14	16	16	18	20	13	15	17
19	21	23	2	4	26	28	21	23	25	19	21		23	25	27		22	24
26	28	30	3	1			28	30		26	28	30	30			27	29	

※斜線の日程(祝日・年末年始)は、相談はお休みです。

※「島しょ法律相談」は、令和3年度下半期にも実施します。

確定申告期限延長のお知らせ

国税庁において確定申告期限について延長する旨の発表

を受け、利島村では申告書類の窓口受付期限を延長し、下記日時までとします。提出忘れがないようご注意ください。



確定申告書類提出期限:4月15日(木) 17:00まで

※提出書類確認及び郵送の関係上、**4月9日(金)** までに村役場窓口まで提出いただけるようご協力をお 願いします。

【お問い合わせ】

総務課 ☎9-0011

村からお知らせ

納め忘れがないか、もう一度確認を

税、使用料・手数料などは、私たちが安心して快適な生活を送るための貴重な財源です。村民の皆様におかれましては、村税(村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道使用料、浄化槽使用料、住宅使用料や共益費などに納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。

令和2年度出納閉鎖期間中です。税・使用料・手数料の納め忘れがありましたら、必ず今月中に納めてくださるようお願いいたします。

窓口までいらっしゃること が難しい方は、科目によっては手続を行うことでゆうちょ銀行の口座からの 自動引き落としも可能です。



東京都シルバーパスのお知らせ (4月~9月 新規購入者用)

満70歳以上の都民で、申し込まれた方に都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。



有効期限:発行日から令和3年9月30日まで

対 象 者:都内に住所登録されている満 70 歳以上の方

(寝たきりの方を除く)

申込方法:誕生月の初日(1日が誕生日の方は前月の初日)から申し込めます。必要書類をご用意の上、最寄りのバス営業所、都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口に

お申し込みください。

費 用:

対 象 者	費用
① 3年度住民税「課税」で ③以外の方	10,255 円 (※ 1)
②3年度住民税「非課税」の方	
③ 3年度住民税「課税」で、 2年の合計所得金額(※2)が135万円 以下(※3)の方	1,000円

- (※1) 4~9月の間にパスを申し込まれる方は、有効期間が短いため、全額(20,510円)の1/2の費用です。
- (※2) 長期または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。
- (※3)3年度住民税等の賦課決定が行われるまでの期間(4 ~6月頃)は、令和2年度の書類を代用できます。 その場合、元年の合計所得金額125万円以下の方が 対象者です。

必要書類

■全昌

本人確認書類(保険証または運転免許証等)

- ■②・③の方(次のいずれか1点)
- ア.「介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分が「1」~「5」(3年度から所得段階区分が変更

になります。 3年度についてはお問い合わせください。 3年度住民税等の賦課決定が行われるまでの期間 $(4 \sim 6 月頃)$ は、2年度の書類が代用できます。

2年度介護保険料納入(決定)通知書

所得段階を記載する欄に「1」~「6」の記載があるもの(品川、目黒、世田谷、武蔵野、昭島、福生、あきる野は「7」まで、八丈は「9」まで)

「7」段階(品川、世田谷は「8」まで)の方でも合計所得金額が125万円以下の可能性がある区市町村があります。合計所得金額欄において125万円以下であることを確認するか、合計所得金額の記載がない下記の区市町村については令和2年度区市町村民税課税証明書(原則有料)でご確認ください。文京・品川・足立・稲城・西東京、瑞穂、檜原、島しょ(八丈を除く)

- **1.** 住民稅非課稅 / 課稅証明書
- ウ. 生活保護受給証明書(生活扶助の記載があるもの)

必要書類に関する注意事項

- ・ア、イは、原則3年度の書類が必要ですが、住民 税等の賦課決定が行われるまでの期間(4~6月頃) は前年度の書類で代用できます。
- ・アは、区市町村から3年6月以降に送付される「本決定通知書」をご用意ください。「仮決定通知書」は使用できません。再発行はできません。紛失した場合は、イをお取りください。
- ・イは、区市町村の証明書発行窓口で発行しています (原則有料)。申請には、手数料・本人確認書類・印 鑑等が必要です。代理人が申請する場合は、委任状 が必要です。
- ・ウは、「生活扶助」を表す記載があるもののみ使用できます。本人確認書類と兼用できます。令和3年4月以降に発行したものが必要です。

※対象者③の方で、令和2年に長期または短期譲渡 所得に係る特別控除の適用がある場合は、必要書類 が異なる場合があります。下記までお問い合わせく ださい。

問い合わせ:東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950 (土・日・祝日を除く9:00~17:00) 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課振興担当 ☎03-5320-4275





今月のカレンダー 2021年4月

日	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
		_		大型船高速船 あぜりあ さるびあ JF 下田行き	高速船あぜりあ	大型船高速船をぜりあっているであり、一下田行き
4	5	6 入学式	7	8	9	10
		子育て広場 (地域交流会館)				
大型船 高速船 あぜりあ さるびあ J F 新島行き	高速船 あぜりあ JF 下田行き	高速船 <mark>あぜりあ</mark> JF 新島行き 休館日	高速船 大家で 大館日	高速船 <mark>あぜりあ</mark> JF 下田行き	高速船 <mark>あぜりあ</mark> J F 新島行き	高速船 あぜりあ JF 下田行き
11	12	13	14	15	16	17
				眼科専門診療 ∼ 17 日まで		
高速船があります。	高速船 <mark>あぜりあ</mark> JF 下田行き	高速船 JF 新島行き 休館日	高速船 たんぷく 休館日	高速船 <mark>あぜりあ</mark> JF 下田行き	高速船 <mark>あぜりあ</mark> J F 新島行き	高速船 あぜりあ JF 下田行き
18 精神科医来島	19 歯科診療開始	20 子育で広場	21	22	23	24 健康づくり事業
付付付払本 ~19日まで	圏作設原用知 ~23日まで	(地域交流会館)				(ヨガ教室)
高速船 <mark>あぜりあ</mark>	高速船 ^{あぜりあ}	高速船 あぜりあ きんぶく	言連動 きんぶく	高速船 <mark>あぜりあ</mark>	京油の あぜり あ	十刑帥 宣演的 表折しる
JF 新島行き	JF 下田行き	JF 新島行き 休館日	J F 体館日	JF 下田行き	高速船 JF 新島行き	大型船高速船 あぜりあ さるびあ プラ 下田行き
25	26	27	28	29	30	
				昭和の日	子供の予防接種	
大型船 高速船 あぜりあ	大型船高速船を置ける	大型船 高速船 あぜりあ きんぶく	大型船高速船	大型船高速船あぜりあ	十刑帥 古法如 茶样订本	
さるびあ	さるびあ JF 下田行き	大型船 高速船 あぜりあ きんぶく さるびあ JF 新島行き 休館日	大型船高速船 さるびあ JF 休館日	さるびあ JF 下田行き	大型船高速船があせりあっている。	

大型船 大型客船 さるびあ 利島入港日 高速船 **JF** ジェットフォイル

_{あぜりあ} Fあぜりあ 下田行き 下田直行便

_{あぜりあ} Fあぜりあ 新島行き 3島経由下田便 きんぷく 勤労福祉 休館日 会館休館日

村長だより(令和3年2月の動静)

12日(金)	第136回東京海区漁業調整委員会 (Web会議)
15日(月)	東京都島嶼町村会総会(テレビ会議)
16日(火)	第5回東京都町村長会議(Web会議)
26日(金)	第3回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創 造対策協議会(Web会議)

2月の簡易水道の状況



水道使用量	約2,884 m
降水量	約64mm
貯水量合計(貯水率)	約4,100㎡(約35.9%)

引き続き、無理のない節水 にご協力をお願いします。

